

申請者の皆様へ

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する申請書類について

明和町 斎宮跡・文化観光課

平素は、町政ならびに文化財行政にご協力いただき、ありがとうございます。

周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事を実施する際は、事前に下記の事項を参考に必要な事項を記入のうえ、発掘届出書と別記1の添付書類を提出いただきますようお願ひいたします。

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書

明和町内の周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合、施工開始予定日より60日前の提出が必要です。（文化財保護法第93条の規定による）

別記2

別記2へ必要事項を記入してください。項目4（遺跡内容）については、提出時に担当職員が説明します。

承諾書①（所有者に関する）

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書を提出していただく際、申請者と土地所有者が異なる場合のみ必要です。

承諾書②

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書の際、必ず提出が必要です。

図面類

申請書と併せて、以下の図面の提出をお願いいたします。

- ・工事を行う場所がわかる地図
- ・設計図（立面図、平面図、基礎断面図、とくに掘削を伴う工事内容のものは掘削深度がわかるもの）
- ・埋設する浄化槽の規格がわかるもの（浄化槽埋設工事の場合）

以上の申請書類は明和町ホームページよりダウンロードが可能です。

申請内容により必要な書類が異なり、事前協議が必要な場合もございますので、明和町役場斎宮跡・文化観光課（TEL 0596-63-5315）までご相談ください。

明和町ホームページ→

